

5 文 科 高 第 1 2 7 6 号
社 援 発 1 1 3 0 第 4 2 号
令 和 5 年 1 1 月 3 0 日

各
〔
都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 長
中 核 市 市 長
国 公 私 立 大 学 長
関 係 団 体 の 長
地 方 厚 生 (支) 局 長
〕
殿

文 部 科 学 省 高 等 教 育 局 長
(公 印 省 略)

厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長
(公 印 省 略)

「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について」
の一部改正について

今般、「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について」（平成20年3月28日19文科高第917号・厚生労働省社援発第0328003号本職通知）を別添のとおり改正する。

(別添)「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について」の一部改正

改正後	現行
<p style="text-align: right;">19 文科高第 9 1 7 号 社 援 発 第 0328003 号 平成 2 0 年 3 月 2 8 日</p> <p style="text-align: center;"><u>(最終改正)</u> <u>5 文科高第 1276 号</u> <u>社 援 発 1130 第 42 号</u> <u>令和 5 年 11 月 30 日</u></p> <p>各 都 道 府 県 知 事 各 指 定 都 市 市 長 各 中 核 市 市 長 各 国 公 私 立 大 学 長 殿 各 関 係 団 体 の 長 各 地 方 厚 生 (支) 局 長</p> <p style="text-align: right;">文部科学省高等教育局長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局長</p> <p style="text-align: center;">大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について</p> <p>社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 号に規定する社会福祉に関する科目又は第 39 条第 2 号に規定する社会福祉に関する科目（以下「指定科目等」という。）を行う大学等（社会福祉に関する科目を定める省令（平成 20 年文部科学省令・厚生労働省令第 3 号。以下「科目省令」という。）第 5 条第 1 項に規定する学校等をいう。以下同じ。）の確認手続等については、科目省令に定められているところですが、その確認に係る具体的な基準について、別添のとおり、「大学等にお</p>	<p style="text-align: right;">19 文科高第 9 1 7 号 社 援 発 第 0328003 号 平成 2 0 年 3 月 2 8 日</p> <p>各 都 道 府 県 知 事 各 指 定 都 市 市 長 各 中 核 市 市 長 各 国 公 私 立 大 学 長 殿 各 関 係 団 体 の 長 各 地 方 厚 生 (支) 局 長</p> <p style="text-align: right;">文部科学省高等教育局長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局長</p> <p style="text-align: center;">大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について</p> <p>社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 号に規定する社会福祉に関する科目又は第 39 条第 2 号に規定する社会福祉に関する科目（以下「指定科目等」という。）を行う大学等（社会福祉に関する科目を定める省令（平成 20 年文部科学省令・厚生労働省令第 3 号。以下「科目省令」という。）第 5 条第 1 項に規定する学校等をいう。以下同じ。）の確認手続等については、科目省令に定められているところですが、その確認に係る具体的な基準について、別添のとおり、「大学等にお</p>

いて開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針」を定め、大学等が開設する指定科目等の確認に際しては、科目省令によるほか、この指針に基づき行うこととし、平成 21 年 4 月 1 日（科目省令附則第 2 条に規定する準備行為を行う場合にあっては、平成 20 年 4 月 1 日）より適用することとしましたので通知します。

別添

大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針

1 指定科目等の確認申請書等に関する事項

(1)～(3) (略)

(4) 大学等確認申請書及び大学等確認変更届の提出は、電子媒体又は紙媒体によることとし、紙媒体による場合の提出部数は 2 部とすること。

(5) (略)

2～6 (略)

7 実習に関する事項

(1) ソーシャルワーク実習を担当する教員は、少なくとも週 1 回以上の定期的巡回指導を行うこと。ただし、これにより難しい場合は、実習期間中に少なくとも 1 回以上の巡回指導を行う場合に限り、実習施設との十分な連携の下、定期的巡回指導に代えて、学生が社会福祉士養成施設において学習する日を設定し、指導を行うこと

(以下「帰校日指導」という。)も差し支えないこと。

なお、巡回指導及び帰校日指導は対面で行うことを基本とするが、学生の希望に基づき、先進的な取組を行っている地域や卒業後のUターン就職を見据えた出身地など、学生が通う学校から遠方の実習施設で実習を行う場合は、巡回指導及び帰校日指導に代えて教員が学生のいる実習施設とオンラインで接続した実習指導を行うことも可能とする。オンラインで接続した実習指導を行う場合においても、当該学生の実習が始まる前 1 年以内に 1 回以上実習施設の視察を行い、実習指導者との十分な連携の下適切な指導環境を確保すること。また、「ソーシャルワーク実習・実習指導における ICT 活用のガイドライン（令和 5 年 11 月 30 日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室事務連絡）」を参照し、実習施設に対する説明（ICT 活用の目的・設備や機材など環境整備等）や情報セキュリティの十分な確保など必要な措置を講ずること。

(2)～(9) (同右)

8、9 (同右)

別表 1、2、様式 (同右)

いて開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針」を定め、大学等が開設する指定科目等の確認に際しては、科目省令によるほか、この指針に基づき行うこととし、平成 21 年 4 月 1 日（科目省令附則第 2 条に規定する準備行為を行う場合にあっては、平成 20 年 4 月 1 日）より適用することとしましたので通知します。

別添

大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針

1 指定科目等の確認申請書等に関する事項

(1)～(3) (略)

(4) 大学等確認申請書及び大学等確認変更届の提出部数は 2 部とすること。

(5) (略)

2～6 (略)

7 実習に関する事項

(1) 実習先は、巡回指導が可能な範囲で選定するとともに、ソーシャルワーク実習を担当する教員は、少なくとも週 1 回以上の定期的巡回指導を行うこと。ただし、これにより難しい場合は、実習期間中に少なくとも 1 回以上の巡回指導を行う場合に限り、実習施設との十分な連携の下、定期的巡回指導に代えて、学生が大学等において学習する日を設定し、指導を行うことも差し支えないこと。

(2)～(9) (略)

8、9 (略)

別表 1、2、様式 (略)

19 文科高第 9 1 7 号
社援発第 0328003 号
平成 20 年 3 月 28 日

(最終改正)

5 文科高第 1276 号
社援発 1130 第 42 号
令和 5 年 11 月 30 日

各

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
国公私立大学長
関係団体の長
地方厚生(支)局長

殿

文部科学省高等教育局長

厚生労働省社会・援護局長

大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年法律第 30 号。以下「法」という。)第 7 条第 1 号に規定する社会福祉に関する科目又は第 39 条第 2 号に規定する社会福祉に関する科

目（以下「指定科目等」という。）を行う大学等（社会福祉に関する科目を定める省令（平成20年文部科学省令・厚生労働省令第3号。以下「科目省令」という。）第5条第1項に規定する学校等をいう。以下同じ。）の確認手続等については、科目省令に定められているところですが、その確認に係る具体的な基準について、別添のとおり、「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針」を定め、大学等が開設する指定科目等の確認に際しては、科目省令によるほか、この指針に基づき行うこととし、平成21年4月1日（科目省令附則第2条に規定する準備行為を行う場合にあっては、平成20年4月1日）より適用することとしましたので通知します。

別添

大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針

1 指定科目等の確認申請書等に関する事項

(1) 指定科目等の確認を経た大学等において指定科目等を修めた者については、当該大学等が、社会福祉士の養成を行う場合にあつては社会福祉士国家試験の受験の際に、個別の受験資格の確認手続が不要となり、介護福祉士の養成を行う場合にあつては法第39条第2号に規定する学校又は養成施設の入学の際に、個別の入学資格の確認手続が不要となることから、大学等においては、学生の利便性に配慮し、事前に確認申請を行うことを原則とすること。

なお、事前に確認申請を行わない大学等にあつては、当該大学等の入学を希望する者等に対し、社会福祉に関する科目を定める省令（平成20年文部科学省令・厚生労働省令第3号。以下「科目省令」という。）に定める基準を満たしていないことが明らかとなった場合には受験資格が付与されない可能性がある旨をあらかじめ周知しておくこと。

(2) 大学等において指定科目等に関する授業を開始しようとする者は、当該授業を開始しようとする日の6月前までに様式による大学等確認申請書を地方厚生（支）局長に提出すること。

(3) 大学等確認申請書の内容を変更するときは、当該変更を行った日から1月以内に様式に準ずる大学等確認変更届を地方厚生（支）局長に提出すること。

(4) 大学等確認申請書及び大学等確認変更届の提出は、電子媒体又は紙媒体によることとし、紙媒体による場合の提出部数は2部とすること。

(5) 大学等確認申請書又は大学等確認変更届の提出にあつては、地方厚生（支）局にあらかじめ相談すること。

2 学則に関する事項

確認申請を行う際は、確認を受けようとする大学等の学則を併せて提出することとし、その学則には少なくとも次に掲げる諸事項が明示されていること。

ア ソーシャルワーク演習、ソーシャルワーク演習（専門）、ソーシャルワーク実習指導

及びソーシャルワーク実習（以下「実習演習科目」という。）の時間数

イ 実習演習科目の履修方法

3 他の大学等その他の学校等において履修した科目の取扱に関する事項

他の大学等その他の学校等において履修した科目を、当該大学等における科目の履修に代える場合にあつては、ソーシャルワーク実習指導及びソーシャルワーク実習については、一体不可分に行うことで教育効果が見込まれるものであるから、これらの科目のうち、他の大学等その他の大学等において履修した一方の科目のみを当該大学等における科目の履修に代えることは認められないものであること。

4 実習演習担当教員に関する事項

(1) 実習演習科目を担当する教員の員数は、実習演習科目ごとにそれぞれ学生 20 人につき、1 人以上とすること。ただし、この場合の教員の員数は、教育上支障のない範囲で延べ人数として必要数が確保されていれば足りるものであり、この場合の学生とは、大学等において実習演習科目を受講する学生の上限をいうものであること。

(例) ソーシャルワーク実習を受講する学生が 80 人（学生 20 人×A・B・C・Dの 4 学級である場合）

A 学級 → 教員 a が担当

B 学級 → 教員 a が担当

C 学級 → 教員 b が担当

D 学級 → 教員 b が担当

※ A 学級と B 学級、C 学級と D 学級がそれぞれ異なる授業時間帯であれば、合計教員数 2 人（延べ 4 人）で可。

また、ソーシャルワーク実習を担当する教員の員数については、ソーシャルワーク実習に係る学生の履修認定等が適切に行える場合に限り、ソーシャルワーク実習指導を担当する教員の員数が確保されていれば足りるものとして差し支えないものであること。

(2) 原則として、教員は、1 の大学等（1 の大学等に 2 以上の課程がある場合は、1 の課程）に限り、専任教員となるものであること。

(3) 実習演習科目を担当する教員（以下「実習演習担当教員」という。）の資格要件に

については、次のとおりとすること。

ア ソーシャルワーク演習

- (ア) 学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又はこれに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師として、社会福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し5年以上の経験を有する者
- (イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専任教員として、社会福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し5年以上の経験を有する者
- (ウ) 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者
- (エ) 社会福祉士の養成に係る実習及び演習の教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であって、厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者その他その者に準ずるものとして厚生労働大臣が別に定める者
- (オ) 精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令（平成23年文部科学省・厚生労働省令第3号）第1条第3項第1号から第4号までのいずれかに掲げる者

イ ソーシャルワーク演習（専門）

- (ア) 学校教育法に基づく大学又はこれに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として、当該科目を5年以上担当した経験を有する者
- (イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専任教員として、当該科目を5年以上担当した経験を有する者
- (ウ) 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者
- (エ) 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第3条第1号チ（4）に規定する講習会（以下「社会福祉士実習演習担当教員講習会」という。）において、当該科目の指導に係る課程を修了した者

ウ ソーシャルワーク実習指導及びソーシャルワーク実習

- (ア) 学校教育法に基づく大学又はこれに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として、当該科目を5年以上担当した経験を有する者
- (イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専任教員として、当該科目を5年以上担当した経験を有する者

(ウ) 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者

(エ) 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第3条第1号チ(4)に規定する講習会(以下「社会福祉士実習演習担当教員講習会」という。)において、当該科目の指導に係る課程を修了した者

5 教育に関する事項

(1) 実習演習科目の教育内容は、別表1の内容以上であること。

(2) 実習演習科目(ソーシャルワーク演習を除く。)については、合同授業(大学等における社会福祉士養成課程で複数の学級を有する場合に同時に授業を行うこと又は大学等における複数の社会福祉士養成課程の課程間において同時に授業を行うことをいう。)又は合併授業(大学等における社会福祉士養成課程と他の学科、コース、専攻等と同時に授業を行うことをいう。)を行わないこと。ただし、学生全体に対するオリエンテーションを行う場合など、教育上支障がない場合にあつては、この限りではない。

(3) 通信課程においては、面接授業は、原則として通信課程を行う大学等が自ら行うこと。

ただし、当該大学等が面接授業の管理を確実に行うことができる場合であつて、委託先が次のいずれかに該当する場合は、当該面接授業を委託することも差し支えないこと。

(ア) 社会福祉士養成施設(法第7条第2号又は第3号に規定する養成施設をいう。)

又は社会福祉士学校(法第7条第2号又は第3号に規定する学校をいう。)

(イ) 科目省令第5条第1項に規定する確認を受けた他の大学等

6 演習に関する事項

(1) ソーシャルワーク演習及びソーシャルワーク演習(専門)の実施に当たっては、ソーシャルワーク実習指導及びソーシャルワーク実習の教育内容及び授業の進捗状況を十分踏まえること。

(2) 精神保健福祉士養成課程の「ソーシャルワーク演習」を履修した者については、ソーシャルワーク演習の履修を免除することができる。

7 実習に関する事項

(1) ソーシャルワーク実習を担当する教員は、少なくとも週1回以上の定期的巡回指導を行うこと。ただし、これにより難しい場合は、実習期間中に少なくとも1回以上の巡回指導を行う場合に限り、実習施設との十分な連携の下、定期的巡回指導に代えて、生徒が社会福祉士養成施設において学習する日を設定し、指導を行うこと（以下「帰校日指導」という。）も差し支えないこと。

なお、巡回指導及び帰校日指導は対面で行うことを基本とするが、学生の希望に基づき、先進的な取組を行っている地域や卒業後のUターン就職を見据えた出身地など、学生が通う学校から遠方の実習施設で実習を行う場合は、教員が学生のいる実習施設とオンラインで接続した実習指導を行うことも可能とする。巡回指導及び帰校日指導に代えてオンラインで接続した実習指導を行う場合においても、当該学生の実習が始まる前1年以内に1回以上実習施設の視察を行い、実習指導者との十分な連携の下適切な指導環境を確保すること。また、「ソーシャルワーク実習・実習指導におけるICT活用のガイドライン（令和5年11月30日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室事務連絡）」を参照し、実習施設に対する説明（ICT活用の目的・設備や機材など環境整備等）や情報セキュリティの十分な確保など必要な措置を講ずること。

(2) ソーシャルワーク実習は、相談援助業務の一連の過程を網羅的かつ集中的に学習できるよう、1の実習施設において180時間以上行うことを基本とすること。

ア ソーシャルワーク実習は、機能の異なる2カ所以上の実習施設等で実施すること。

イ 180時間以上の実習を行う機関・事業所においては、相談援助業務の一連の過程の学習に加え、複数の機関・事業所や地域との関係性を含めた包括的な支援について学習すること。

(3) 精神保健福祉士養成課程における「ソーシャルワーク実習」、介護福祉士養成課程における「介護実習」を履修している者については、実習のうち60時間を上限として免除可能とすること。

(4) 実習内容、実習指導体制及び実習中のリスク管理等については実習先との間で十分に協議し、確認を行うこと。

(5) 各実習施設における実習計画が、当該実習施設との連携の下に定められていること。

- (6) 実習指導者は、社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に3年以上従事した経験を有する者であって、科目省令第4条第7号に規定する講習会（以下「社会福祉士実習指導者講習会」という。）の課程を修了したものであること。
- (7) ソーシャルワーク実習において知り得た個人の秘密の保持について、教員及び実習生に対して徹底を図ること。
- (8) ソーシャルワーク実習指導を実施する際には、次の点に留意すること。
 - ア ソーシャルワーク実習を効果的に進めるため、実習生用の「実習指導マニュアル」及び「実習記録ノート」を作成し、実習指導に活用すること。
 - イ 実習後においては、その実習内容についての達成度を評価し、必要な個別指導を行うこと。
 - ウ 実習の評価基準を明確にし、評価に際しては実習先の実習指導担当者の評価はもとより、実習生本人の自己評価についても考慮して行うこと。
- (9) ソーシャルワーク実習を実施する際には、健康診断等の方法により、実習生が良好な健康状態にあることを確認した上で配属させること。

8 情報開示に関する事項

- (1) 入学者又は入学希望者に対して、別表2に定める内容に関する情報の開示に努めること。また、当該開示された情報は虚偽又は誇大なものであってはならないこと。
- (2) 情報の開示を行うに当たっては、インターネットや学生募集用パンフレット等において広く閲覧の用に供すること。なお、インターネットにより開示した情報は定期的に更新すること。

9 経過措置に関する事項

平成21年4月1日から令和3年3月31日までの間において教歴を有する実習演習担当教員については、4の規定にかかわらず、実習演習科目に加えて、当該科目ごとに次表に定める社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令（令和2年文部科学省・厚生労働省令第1号）改正前の指定規則別表第1に定める科目（次表において「旧科目名」という。）に関する教歴を含むことも差し支えないこと。

なお、平成21年3月31日以前において教歴を有する実習演習担当教員については、4

の規定に関わらず従前の取扱いとする。

実習演習科目名	旧科目名
ソーシャルワーク演習 ソーシャルワーク演習（専門）	相談援助演習
ソーシャルワーク実習指導	相談援助実習指導
ソーシャルワーク実習	相談援助実習

別表 1

科目名	教育内容	
	ねらい	教育に含むべき事項
ソーシャルワーク演習	<p>① ソーシャルワークの知識と技術に係る他の科目との関連性を踏まえ、社会福祉士及び精神保健福祉士として求められる基礎的な能力を涵養する。</p> <p>② ソーシャルワークの価値規範と倫理を実践的に理解する。</p> <p>③ ソーシャルワークの実践に必要なコミュニケーション能力を養う。</p> <p>④ ソーシャルワークの展開過程において用いられる、知識と技術を実践的に理解する。</p>	<p>個別指導並びに集団指導を通して、具体的な援助場面を想定した実技指導（ロールプレイング等）を中心とする演習形態により行うこと。</p> <p>① 自己覚知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己理解と他者理解 <p>② 基本的なコミュニケーション技術</p> <ul style="list-style-type: none"> ・言語的技術（質問、促し、言い換え、感情の反映、繰り返し、要約等） ・非言語技術（表情、態度、身振り、位置取り等） <p>③ 基本的な面接技術</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面接の構造化 ・場の設定（面接室、生活場面、自宅等） ・ツールの活用（電話、e-mail 等） <p>④ ソーシャルワークの展開過程</p> <p>事例を用いて、次に掲げる具体的なソーシャルワークの場面と過程を想定した実技指導を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケースの発見 ・インテーク ・アセスメント ・プランニング ・支援の実施 ・モニタリング ・支援の終結と事後評価 ・アフターケア

		<p>⑤ ソーシャルワークの記録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援経過の把握と管理 <p>⑥ グループダイナミクスの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループワークの構成(グループリーダー・コリーダー・グループメンバー) ・グループワークの展開過程(準備期・開始期・作業期・終結期) <p>⑦ プレゼンテーション技術</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人プレゼンテーション ・グループプレゼンテーション
<p>ソーシャルワーク演習(専門)</p>	<p>① ソーシャルワークの実践に必要な知識と技術の統合を行い、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を習得する。</p> <p>② 社会福祉士に求められるソーシャルワークの価値規範を理解し、倫理的な判断能力を養う。</p> <p>③ 支援を必要とする人を中心とした分野横断的な総合的かつ包括的な支援について実践的に理解する。</p> <p>④ 地域の特性や課題を把握し解決するための、地域アセスメントや評価等の仕組みを実践的に理解する。</p> <p>⑤ ミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワークの対象と展開過程、実践モデルとアプロ</p>	<p><ソーシャルワーク実習前に行うこと></p> <p>個別指導並びに集団指導を通して、実技指導(ロールプレイング等)を中心とする演習形態により行うこと。</p> <p>① 次に掲げる具体的な事例等(集団に対する事例含む。)を活用し、支援を必要とする人が抱える複合的な課題に対する総合的かつ包括的な支援について実践的に習得すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待(児童・障害者・高齢者等) ・ひきこもり ・貧困 ・認知症 ・終末期ケア ・災害時 ・その他の危機状態にある事例(権利擁護活動を含む) <p>② ①に掲げた事例等を題材として、次に掲げる具体的なソーシャルワークの</p>

	<p>一チについて実践的に理解する。</p> <p>⑥ 実習を通じて体験した事例について、事例検討や事例研究を実際に行い、その意義や方法を具体的に理解する。</p> <p>⑦ 実践の質の向上を図るため、スーパービジョンについて体験的に理解する。</p>	<p>場面及び過程を想定した実技指導を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ケースの発見 ・ インテーク ・ アセスメント ・ プランニング ・ 支援の実施 ・ モニタリング ・ 支援の集結と事後評価 ・ アフターケア <p>③ ②の実技指導に当たっては、次に掲げる内容を含めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アウトリーチ ・ チームアプローチ ・ ネットワーキング ・ コーディネーション ・ ネゴシエーション ・ ファシリテーション ・ プレゼンテーション ・ ソーシャルアクション <p>④ 地域福祉の基盤整備と開発に係る事例を活用し、次に掲げる事項について実技指導を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民に対するアウトリーチとニーズ把握 ・ 地域アセスメント ・ 地域福祉の計画 ・ 組織化 ・ 社会資源の活用・調整・開発 ・ サービスの評価
--	--	--

		<p><ソーシャルワーク実習後に行うこと></p> <p>ソーシャルワークに係る知識と技術について個別的な体験を一般化し、実践的かつ学術的な知識及び技術として習得できるよう、集団指導並びに個別指導による実技指導を行うこと。</p> <p>① 事例研究、事例検討</p> <p>② スーパービジョン</p>
<p>ソーシャルワーク実習指導</p>	<p>① ソーシャルワーク実習の意義について理解する。</p> <p>② 社会福祉士として求められる役割を理解し、価値と倫理に基づく専門職としての姿勢を養う。</p> <p>③ ソーシャルワークに係る知識と技術について具体的かつ実践的に理解し、ソーシャルワーク機能を発揮するための基礎的な能力を習得する。</p> <p>④ 実習を振り返り、実習で得た具体的な体験や援助活動を、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる総合的な能力を涵養する。</p>	<p>次に掲げる事項について個別指導及び集団指導を行うものとする。</p> <p>① 実習及び実習指導の意義（スーパービジョン含む。）</p> <p>② 多様な施設や事業所における現場体験学習や見学実習</p> <p>③ 実際に実習を行う実習分野（利用者理解含む。）と施設・機関、地域社会等に関する基本的な理解</p> <p>④ 実習先で関わる他の職種の専門性や業務に関する基本的な理解</p> <p>⑤ 実習先で必要とされるソーシャルワークの価値規範と倫理・知識及び技術に関する理解</p> <p>⑥ 実習における個人のプライバシーの保護と守秘義務等の理解</p> <p>⑦ 実習記録への記録内容及び記録方法に関する理解</p> <p>⑧ 実習生、実習担当教員、実習先の実習指導者との三者協議を踏まえた実習計画の作成及び実習後の評価</p>

		<p>⑨ 巡回指導</p> <p>⑩ 実習体験や実習記録を踏まえた課題の整理と実習総括レポートの作成</p> <p>⑪ 実習の評価及び全体総括会</p>
<p>ソーシャルワーク実習</p>	<p>① ソーシャルワークの実践に必要な各科目の知識と技術を統合し、社会福祉士としての価値と倫理に基づく支援を行うための実践能力を養う。</p> <p>② 支援を必要とする人や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）について把握する。</p> <p>③ 生活上の課題（ニーズ）に対応するため、支援を必要とする人の内的資源やフォーマル・インフォーマルな社会資源を活用した支援計画の作成、実施及びその評価を行う。</p> <p>④ 施設・機関等が地域社会の中で果たす役割を実践的に理解する。</p> <p>⑤ 総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関、地域住民等との連携のあり方及びその具体的な内容を実践的に理解する。</p>	<p>実習生は次に掲げる事項について実習指導者による指導を受けるものとする。</p> <p>① 利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成</p> <p>② 利用者やその関係者（家族・親族、友人等）との援助関係の形成</p> <p>③ 利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）の把握、支援計画の作成と実施及び評価</p> <p>④利用者やその関係者（家族・親族、友人等）への権利擁護活動とその評価</p> <p>⑤ 多職種連携及びチームアプローチの実践的理解</p> <p>⑥ 当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ</p> <p>⑦ 地域における分野横断的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理解</p> <p>⑧ 施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際（チームマネジメントや人材管理の理解を含む。）</p>

		<p>⑨ 社会福祉士としての職業倫理と組織の一員としての役割と責任の理解</p> <p>⑩ ソーシャルワーク実践に求められる以下の技術の実践的理解</p> <ul style="list-style-type: none">・アウトリーチ・ネットワーキング・コーディネート・ネゴシエーション・ファシリテーション・プレゼンテーション・ソーシャルアクション <p>ソーシャルワーク実習指導担当教員は巡回指導等を通して実習生及び実習指導者との連絡調整を密に行い、実習生の実習状況についての把握とともに実習中の個別指導を十分に行うものとする。</p>
--	--	---

別表 2

区分	情報開示の項目
法人情報	① 法人種別、法人名称、法人の主たる事務所の住所・連絡先 ② 法人代表者氏名 ③ 大学等以外の実施事業 ④ 財務諸表
大学等情報	① 大学等の名称、大学等の住所・連絡先 ② 大学等の代表者氏名 ③ 大学等の開設年月日 ④ 学則 ⑤ 研修施設、図書館（蔵書数を含む。）等の設備の概要
養成課程情報	① 養成課程のスケジュール（期間、日程、時間数） ② 定員 ③ 入学までの流れ（募集、申し込み、資料請求先） ④ 費用 ⑤ 科目別シラバス ⑥ 教員数、科目別担当教員名（教員の名前、略歴、保有資格） ⑦ 教材 ⑧ 協力実習機関の名称、住所、事業内容 ⑨ 実習プログラムの内容・特徴
実績情報	① 卒業者の延べ人数 ② 卒業者の進路の状況（就職先の施設種別、卒業者のうちの就職者数）
その他情報	その他、入学者又は入学希望者の選択に資する情報

(様式)

番 号
年 月 日

文部科学大臣（注）

殿

地方厚生（支）局長

申請者印

大学等確認申請書

標記について、社会福祉士に関する科目を定める省令第5条第1項の規定に基づき申請
します。

（注）専修学校又は各種学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学
校に敷設されるものを除く。）については、不要。

大学等確認申請書

1 名称							
2 位置							
3 設置者 (法人の場合は 名称・所在地)	氏名						
	住所						
4 設置年月日							
5 定員等	1学年 の定員	学級数	1学級 の定員	授業開始 予定年月日			
6 大学等の長 の氏名							
7 実習演習担 当専任教員	氏名	年齢	担当科目	資格名	指針該当番号	教員調書 頁番号	
8 その他の実 習演習担当教 員							
9 指定科目等 に係る開講科 目の名称	指定科目等の名称			開講科目の名称			
	医学概論						
	心理学と心理的支援						
	社会学と社会システム						
	社会福祉の原理と政策						
	社会福祉調査の基礎						
	ソーシャルワークの基盤と専門性						
	ソーシャルワークの基盤と専門性(専 門)						
	ソーシャルワークの理論と方法						
	ソーシャルワークの理論と方法(専 門)						
	地域福祉と包括的支援体制						
	福祉サービスの組織と経営						
	社会保障						
	高齢者福祉						
	障害者福祉						
	児童・家庭福祉						
	貧困に対する支援						
	保健医療と福祉						
権利擁護を支える法制度							
刑事司法と福祉							

	ソーシャルワーク演習						
	ソーシャルワーク演習（専門）						
	ソーシャルワーク実習指導						
	ソーシャルワーク実習						
10 設 備	教室等の名称 (各室毎に記入すること)	面積	共用先（共用する場合に ついてのみ記入）				
	演習室		m ²				
			m ²				
			m ²				
			m ²				
			m ²				
	実習室		m ²				
			m ²				
			m ²				
			m ²				
		m ²					
その他の 主な設備							
11 実 習 施 設	施設名及び施設種別	氏 名 (法人にあつ ては名称)	設 置 年月日	所 在 地	入所定員	実 習 指導者	実習指導 者調書頁 番号

(注1) 欄が不足する場合には、適宜追加のこと。

(注2) 「設置年月日」欄については、指定科目等に係る課程を開設する年月日を記載すること。

(注2) 7及び8の指針該当番号欄には、指針中の教員の要件のうち、該当する条項を記入すること。（〈例〉3－(3)－ア－(ア)）

(注4) 「その他の主な設備」欄については、普通教室の数や図書室の有無など、演習室及び実習室以外の学生が利用する設備の概要を記載すること。なお、当該大学等のパンフレット等により、それらが明らかである場合には、当該パンフレット等をもって代えることも差し支えない。

教員に関する調書

大学等名					
氏 名				性別	男 ・ 女
生 年 月 日		年 齢 (歳)			
最 終 学 歴 (学部、学科、専攻)					
担 当 科 目					
教員資格要件	指針該当番号				
	教育歴・職歴	名 称	教育内容又は業務内容	年 月	
		合計			
	資格・免許	名 称	取 得 機 関	取得年月日	
担当予定科目に関する 研究発表又は論文 (主なもの)		名 称	年 月		

(注1) 実習演習担当教員ごとに作成すること。

(注3) 社会福祉士実習演習担当教員講習会を修了した者については、当該講習会の修了証の写しを添付すること。

実習指導者に関する調書

実習施設名			
氏名		性別	男 ・ 女
生年月日	年齢（ 歳）		
社会福祉士資格取得の有無	有 無		
資格の取得年月日			
従事している業務内容			
実習指導者資格要件	区分		
	名 称	教育内容又は業務内容	年 月
	教育歴・職歴		
	合 計		

(注1) 各実習指導者ごとに作成すること。

(注2) 「区分」欄については、実習指導者が

- ・ 社会福祉士資格の資格取得後、3年以上の実務経験を有する者であって、実習指導者講習会を修了した者にあつては①と、
- ・ 児童福祉司等として8年以上の実務経験を有する者にあつては②と、
- ・ 厚生労働大臣が認める講習会を修了した者にあつては③と、
- ・ それら以外の者にあつては④と、

記載すること。

(注3) 実習指導者講習会を修了した者については、当該講習会の修了証の写しを添付すること。

添付書類

- 1 実習施設の設置者の承諾書
- 2 実習施設の概要等
- 3 学則
- 4 実習演習担当教員の就任承諾書
- 5 時間割及び授業概要（実習演習科目について、別表1の教育に含むべき事項に該当する箇所に下線を引くこと。）
- 6 実習計画

※ 通信課程を設ける場合には以下の書類を添付すること。

- 7 通信養成を行う地域
- 8 添削その他の指導の方法
- 9 面接授業実施期間における講義室及び演習室の使用についての当該大学等の設置者の承諾書
- 10 通信養成に使用する教材の目録